

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 事（事務担当）	山 口 遼
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

進行要領

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 令和7年12月22日（月） 午前8時52分から午前9時24分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（15人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（ 0人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 37号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 38号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）</p> <p>日程第 5 議案第 40号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）</p> <p>日程第 6 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（ 4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主事 山口 遼 植松 佑太である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前8時52分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和7年12月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p> <p>《会長あいさつ》</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より12月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》 それでは、 議席番号 3 番 鷺野 則美 委員 議席番号 4 番 中野 正広 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p>																											
<p>会長</p>	<p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 902 1517 1379"> <tr> <td>議案第37号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第38号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第39号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>議案第40号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 現況証明願</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地改良届出書</td> <td>2件</td> </tr> </table>	議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請	5件	議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請	9件	議案第39号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）	18件	議案第40号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）	3件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	6件		2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件		3. 現況証明願	3件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	10件		2. 農地改良届出書	2件
議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請	5件																										
議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請	9件																										
議案第39号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）	18件																										
議案第40号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）	3件																										
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	6件																										
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件																										
	3. 現況証明願	3件																										
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	10件																										
	2. 農地改良届出書	2件																										
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請5件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>																											
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から5番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）以上、5件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>																											
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第37号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>																											
<p>会長</p>	<p>申請番号3番の法人について、情報は他にもありますか。作物は何でしょうか。</p>																											

事務局	<p>解除条件付き賃貸借での申請です。作物は水稻です。</p>
会長	<p>その他宜しいでしょうか。 それでは、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請5件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請9件について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在賃貸アパートで暮らしております。結婚生活が続くにつれお互いの荷物や家財道具も増え、賃貸アパートの収納には収まりきらない状況で、窮屈な生活を送っております。市街化区域で建築できる土地を探しましたが条件に合わず、本家での同居や建替えも検討しましたが、私達夫婦が同居できる余裕も無く、建替えについても祖父母や両親が住み慣れた我が家で今後も生活して行きたいとのことで断念しました。申請地は本家の隣接地で土地の形状や日当たりも良く、また妻の生まれ育ってきた環境で、友人・知人も多くおります。祖父母や両親の暮らす本家の隣接地なので、気軽に相談も出来、何かあればすぐに駆け付けることもできる為ため安心です。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、平成26年に法人化して、全国にあるオークション会場から中古自動車を仕入れ、国内での販売はもとより、海外への輸出も行っております。現在は弥富市の本店所在地及び借地で対応しており、輸出するためのコンテナ車両の利用は自社でできないため、外注をお願いしています。しかし、外注費も値上がりして、都合よく輸出の計画も立てられないので、効率の悪い状態が続いており、自社でコンテナ積込み業務までを行う計画を立てることになりました。今般の申請にて申請地を譲り受け、車両置場・作業場・進入路を設置する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成3年に会社を設立し、幹線道路沿いにてガソリンスタンドを主にした店舗を構えておりますが、自動車の修理やタイヤ等の付替えにも対応する為、整備工場も併設しております。 近年、普通自動車の車両サイズが大きくなっており、現状の整備工場では、十分な作業スペースが確保できず、車両への安全対策や点検作業についても苦慮する</p>

ところがあります。今回、現敷地内で工場の拡張を検討しましたが、十分なスペースが足りず、新たに工場敷地を選定し、新築する計画を立案しました。新工場の計画に伴い、隣接した場所で駐車場として利用できれば、駐車場・工場及び保管車両の管理・防犯の問題を解決することができる為、駐車場も併せて計画しました。今般の申請にて申請地を譲り受け、工場及び駐車場を建築する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在津島市内の賃貸アパートに家族3人で生活をしております。昨年子供が生まれたこともあり、現在の住まいでは手狭で将来子供部屋を設けることも難しく、また、子育てについて両親の助力が必要なため、本家の隣接地にて自己用住宅を建築することを計画しました。いろいろな物件について探しましたが、なかなかいい物件もなく、両親に相談したところ、本家の建て替えも了承を得られませんでした。そこで父の所有する申請地に分家住宅として建築することを薦められました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は自宅の庭敷地で中古車販売業をしています。3台の自家用車は適宜、空きスペースに駐車していますが、中古自動車の入れ替え等移動をさせる際に接触してしまう可能性があり危険です。そこで自家用車を駐車する場所として申請地を買い受けることで中古自動車と自家用車の移動をスムーズかつ安全にできます。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では168枚のパネル(発電出力:98.28kw)を設置し、総事業費は約1,327万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では142枚のパネル(発電出力:83.07kw)を設置し、総事業費は約1,217万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では168枚のパネル(発電出力:98.28kw)を設置し、総事業費は約1,425万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。

	<p>(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では168枚のパネル(発電出力:98.28kw)を設置し、総事業費は約1,430万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。</p> <p>以上、9件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第38号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>申請番号2番の目的について、中古車の輸出販売か金属資源等の輸出販売どちらでしょうか。</p>
事務局	<p>中古車の輸出販売です。</p>
会長	<p>その他宜しいでしょうか。 それでは、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請9件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取(一括方式)について18件の説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》(1番から18番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 申請番号1番から18番、全体筆数は144筆、面積は113,703.28㎡です。愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として、18名の方々が借り受けております。内容につきまして、作物は水稻、レンコン、蔬菜です。愛知県の認可・公告予定年月日は1月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和8年2月1日となっております。権利の内容は賃貸借権、使用貸借権でございます。</p> <p>この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第39号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p>

会長	成年後見人について教えてください。
事務局	本人の意思表示が困難なため、家庭裁判所に申し立て、代理人が選任される制度です。
浅井委員	成年後見制度には、後見、保佐、補助があります。今回は成年後見人のため、本人が意思表示をできません。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式） 18件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	（全員挙手） 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。
事務局	続きまして、議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転）について 3件の説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（1番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明）以上、3件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第40号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転） 3件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。
	続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》（専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から6番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上、6件の届出を受理いたしました。</p> <p>（専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>（専決報告 現況証明願 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、3件の届出を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から10番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明）以上、10件、10筆の合意解約を受付いたしました。</p> <p>（報告 農地改良届出書 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明）以上、2件の届出書を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、12月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>（終了 午前 9時 24分）</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和7年12月22日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号3番委員 鷺 野 則 美

議事録署名者
議席番号4番委員 中 野 正 広